

「平成30年度保険者機能強化推進交付金の指標」に係る取組の達成状況の進捗管理について

【資料9】

I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築

指 標		回答欄	配点	市の対応状況	今後の対応予定など	担当部署	
①	地域包括ケア「見える化」システムを活用して他の保険者と比較する等、当該地域の介護保険事業の特徴を把握しているか。 【ア～エのいずれかを選択】	ア 地域包括ケア「見える化」システムを活用して、他の保険者と比較する等、当該地域の介護保険事業の特徴を把握している。その上で、HPによる周知等の住民や関係者と共通理解を持つ取組を行っている。	0 点	①分析に活用したデータ →現状分析の各指標や実行管理など ②分析方法、全国その他の地域（具体名）との比較や経年変化（具体的年数）の分析等 →保険者シート等により調布市などと認定率等の実績数値を比較することで特徴をつかむ。また、5期末と6期末での3年後の変化状況も併せて比較した。 ③当該地域の特徴 →基本的には、他市と比べて平均的。バランスがとれていると判断している。 ④要因 →高齢化率や介護等の地域資源などについても、平均的な傾向があり、そのことが結果数値にもあらわれていると考えている。	現状と同様の方法で当該地域の介護保険事業の特徴を把握するとともに、市HPで広く市民に対して周知を図る。	介護保険課介護保険制度担当	
	イ 地域包括ケア「見える化」システムは活用していないが、代替手段（独自システム等）により当該地域の介護保険事業の特徴を把握している。その上で、HPによる周知等の住民や関係者と共通理解を持つ取組を行っている。	0 点					
	ウ 地域包括ケア「見える化」システムを活用して、他の保険者と比較する等、当該地域の介護保険事業の特徴を把握している。	○	5 点				
	エ 地域包括ケア「見える化」システムは活用していないが、代替手段（独自システム等）により当該地域の介護保険事業の特徴を把握している。		0 点				
②	日常生活圏域ごとの65歳以上人口を把握しているか。	○	10 点	①10,619人②11,550人③10,285人④6,943人⑤7,279人⑥9,227人（H30.4.1時点）	年3回の定期的な把握を引き続き行う。	高齢者支援課福祉相談係	
③	右記の将来推計を実施しているか。	ア 2025年度における要介護者数・要支援者数	○	2 点	ア～カの将来推計値及び公表方法 ア 13,326人（計画書） イ 8,124円（計画書） ウ ①11,149人、②12,147人、③10,797人、④7,277人、⑤7,629人、⑥9,682人（推計するも、非公表数値） エ 推計せず オ 推計せず カ 6,495人（推計するも非公表数値）	推計していなかった指標も含めて、平成31年3月7日の当協議会にて、将来推計値を報告した。平成31年3月22日に市HPにて、将来推計値を公表した。（当協議会資料としても、公表済）	介護保険課（ア～ウ、カの指標について） 高齢者支援課（エ、オの指標について）
	【複数選択】	イ 2025年度における介護保険料	○	2 点			
		ウ 2025年度における日常生活圏域単位の65歳以上人口	×	0 点			
		エ 2025年度における認知症高齢者数	×	0 点			
		オ 2025年度における一人暮らし高齢者数	×	0 点			
		カ 2025年度に必要な介護人材の数	×	0 点			

指 標		回答欄	配点	市の対応状況	今後の対応予定など	担当部署
④	介護保険事業に関する現状や将来推計に基づき、2025年度に向けて、自立支援、重度化防止等に資する施策について目標及び目標を実現するための重点施策を決定しているか。	○	10 点	府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）の計画書86～88頁に掲載している。	府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）策定に向けて、当該対象施策について検討する。	介護保険課介護保険制度担当
⑤	人口動態による自然増減による推計に加え、自立支援・介護予防に資する施策など、保険者としての取組を勘案した要介護者数及び要支援者数の推計を行っているか。	○	10 点	実際に推計に反映した事項。（施策反映の内容）・過去実績等から、今後の自立支援・介護予防施策による認定率への影響を、7期平均伸び率で△0.4%と見込んで推計した。	推計値に対する実績値の乖離状況を分析して、第8期計画に向けた推計などの参考としていく。	介護保険課資格保険料係
⑥	地域医療構想を含む医療計画も踏まえつつ、地域の在宅医療の利用者や、在宅医療の整備目標等を参照しつつ、介護サービスの量の見込みを定めているか。	○	10 点	地域医療構想を含む医療計画も踏まえつつ、どのような考え方により2020年度、2025年度の介護サービスの見込み量を設定したか。 →東京都の示す数値・考え方に基づき推計を行った。	介護サービスの利用状況や給付費等の実績・進捗管理を継続して行っていく。	介護保険課介護サービス係
⑦	認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング（点検）しているか。 【アかイのいずれかに該当する場合】	ア 定期的にモニタリングするとともに、運営協議会等で公表している。	○	10 点	今後も、定期的にモニタリングを行い、運営協議会等で公表を行っていく。 ①モニタリング実施日。→平成30年8月 ②運営協議会等の開催日、公表した資料の名称及び公表場所（HP）等。 →平成30年10月18日〔予定〕の計画協議会で公表予定・第6期介護保険事業計画実績（仮称）・市のHPで公表予定。	介護保険課介護サービス係
		イ 定期的にモニタリングしている。		0 点		
⑧	介護保険事業計画の目標が未達成であった場合に、具体的な改善策や、理由の提示と目標の見直しといった取組を講じているか。	×	0 点	未実施	未達成の事業に関して、その原因や改善策を分析し、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）の策定の過程で提示し、必要に応じて見直す。	高齢者支援課 介護保険課
			小計	59 点		

II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

① 地域密着型サービス

指 標		回答欄	配点	市の対応状況	今後の対応予定など	担当部署
①	保険者の方針に沿った地域密着型サービスの整備を図るため、保険者独自の取組を行っているか。	○		具体的な取組内容。 →参入について、問合せや相談のあった事業者に対して、公募の情報提供や参入の意思確認を個別に行なっている。	今後も、小規模多機能型居宅介護や看護小規模居宅介護の事業参入について、問合せや相談のあった事業者に対して、公募の予定や条件など情報提供などを個別に行う。	介護保険課介護保険制度担当
	ア 地域密着型サービスの指定基準を定める条例に保険者独自の内容を盛り込んでいる。		0 点			
	イ 地域密着型サービスの公募指定を活用している。		0 点			
	ウ 参入を検討する事業者への説明や働きかけを実施している。（説明会の開催、個別の働きかけ等）。		0 点			
	エ 必要な地域密着型サービスを確保するための上記以外の取組を行っている。	○	10 点			
【ア～エのいずれかに該当する場合】						

指 標			回答欄	配点	市の対応状況	今後の対応予定など	担当部署
②	地域密着型サービス事業所の運営状況を把握し、それを踏まえ、運営協議会等で必要な事項を検討しているか。		×	0 点	未実施	具体的に当該事業所のどのような運営状況から見える課題を運営協議会等で検討すべきかを検証する。	介護保険課介護保険制度担当
③	所管する介護サービス事業所について、指定の有効期間中に一回以上の割合（16.6％）で実地指導を実施しているか。		○	10 点	実地指導の実施率（実施数÷対象事業所数）。 28.1％（実施数20事業所÷対象事業所71事業所）	引き続き、指定有効期間中に一回以上の割合で実施していく。	地域福祉推進課指導検査係
④	地域密着型通所介護事業所における機能訓練・口腔機能向上・栄養改善を推進するための取組を行っているか。（注：地域密着型通所介護事業所が「無」の市町村は、「回答欄」で「-」を選択し、「配点（G）」に「-」を直接入力してください。）		×	0 点	①取組の概要及び実施時期。→未実施 ②地域密着型通所介護事業所の有無に○。 ↓	どのような取組が実施できるかを、他市の先行事例を参考にしながら、関係課にて検討を進める。	高齢者支援課 介護保険課
					○ 地域密着型通所介護事業所 有		
					地域密着型通所介護事業所 無		

(2) 介護支援専門員・介護サービス事業所

指 標			回答欄	配点	市の対応状況	今後の対応予定など	担当部署
①	保険者として、ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、介護支援専門員に対して伝えているか。 [アカイのいずれかに該当する場合]	ア 保険者のケアマネジメントに関する基本方針を伝えるためのガイドライン又は文書を作成した上で、事業者連絡会議、研修又は集団指導等において周知している。 イ ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、介護支援専門員に対して伝えている。	○	10 点	介護支援専門員や事業者等に文書・どのように周知したか及び実施日。 → 居宅介護支援に係るアセスメントやケアプラン原案作成などについて、考え方をまとめた資料に基づき、集団指導（H30.5.11実施）で周知した。	今後も、居宅介護支援に係るアセスメントやケアプラン原案作成などについて、考え方をまとめた資料に基づき、集団指導で周知する。（令和元年5月に実施済）	介護保険課介護保険制度担当
				0 点			
②	介護サービス事業所（居宅介護支援事業所を含む。）の質の向上に向けて、具体的なテーマを設定した研修等の具体的な取組を行っているか。		○	10 点	実施している具体的な取組内容及び時期。 → 介護記録及び対応困難な利用者家族どう向き合うかについての研修を8月に実施。（11月にも予定）	リスクマネジメントや転倒防止などに関する研修を実施する。（令和元年7月に実施予定）	介護保険課介護保険制度担当

(3) 地域包括支援センター

<地域包括支援センターの体制に関するもの>

①	地域包括支援センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく3職種の配置を義務付けているか。		○	10 点	義務付けている。	継続実施	高齢者支援課地域包括ケア推進係
---	--	--	---	------	----------	------	-----------------

指 標			回答欄	配点	市の対応状況	今後の対応予定など	担当部署	
②	地域包括支援センターの3職種(準ずる者を含む)一人当たり高齢者数(圏域内の65歳以上高齢者数/センター人員)の状況が1,500人以下	※小規模の担当圏域における地域包括支援センターについては配置基準が異なるため規模別の指標とする。	○	10 点	平成30年度の調査においては、全部で11か所ある地域包括支援センターのうち、4か所(よつや苑・あさひ苑・しみずがおか・こまざ)が高齢者数に対しての配置基準において、基準を上回っていた。ただし、市町村に規模の異なる担当圏域が混在する場合、各地域包括支援センターの一人当たり高齢者数の合計が、各地域包括支援センターの担当圏域の規模ごとの基準人数の合計を下回ることによって配点対象となる。	各包括支援センターで担当エリアの高齢者人口に差があることから、受託事業者で配置人数にも差が出ているが、受託事業者への委託料については、人口に応じて算出しており、各事業者へのヒアリングの際に、職員配置について実情を把握している。	高齢者支援課地域包括ケア推進係	
					①市内全域の65歳以上の高齢者数	56,272	0	0
					②地域包括支援センターの人員(常勤換算)	84	0	0
					③3職種一人あたり の高齢者数(①/②)	670	#DIV/0!	#DIV/0!
③	地域包括支援センターが受けた介護サービスに関する相談について、地域包括支援センターから保険者に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。	○	10 点	毎月第4火曜日に地域包括支援センター長が出席する会議を開催しており、随時、対応困難事例等から抽出された課題を共有したり、解決に向けた要望を受けたりしている。	継続実施	高齢者支援課地域包括ケア推進係		
④	介護サービス情報公表システム等において、管内の全地域包括支援センターの事業内容・運営状況に関する情報を公表しているか。	○	10 点	公表している	継続実施	高齢者支援課地域包括ケア推進係		
⑤	毎年度、地域包括支援センター運営協議会での議論を踏まえ、地域包括支援センターの運営方針、支援、指導の内容を検討し改善しているか。	ア 運営協議会での議論を踏まえ、地域包括支援センターの運営方針、支援、指導の内容を検討し改善している。	○	10 点	センターが居宅介護支援事業所と締結するケアマネジメントの委託契約について、従来単年で契約することとしていたが、複数年契約も可能とし、契約書の例示を行った。	継続実施	高齢者支援課地域包括ケア推進係	
	[アカイのいずれかに該当する場合]	イ 運営協議会での議論を踏まえ、地域包括支援センターの運営方針、支援、指導の内容について改善点を検討している。		0 点				

指 標		回答欄	配点	市の対応状況	今後の対応予定など	担当部署
<ケアマネジメント支援に関するもの>						
⑥	地域包括支援センターと協議の上、地域包括支援センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか。	○	10 点	研修会や事例検討会などの開催計画を作成している。	継続実施	高齢者支援課地域包括ケア推進係
⑦	介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者（例：医療機関や地域における様々な社会資源など）との意見交換の場を設けているか。	○	10 点	開催日：平成30年7月13日10時 出席者：地域包括支援センター、ケアマネジャー、高齢者支援課保健師、障害者福祉課保健師、障害者福祉課ケースワーカー、地域生活支援センター（市委託の障害者等相談支援事業）	令和元年6月と令和2年2月に、多職種を対象とする事例検討会を実施予定	高齢者支援課地域包括ケア推進係
⑧	管内の各地域包括支援センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	○	10 点	①包括共有のシステムに入力をして相談内容に応じて分類している。 ②相談内容の件数 平成28年度 4993件 平成29年度 5199件 平成30年度 1465件（平成30年9月末現在）	継続実施 平成30年度の最終的な相談件数 5029件	高齢者支援課地域包括ケア推進係
<地域ケア会議に関するもの>						
⑨	地域ケア会議について、地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定しているか。	×	0 点	未実施	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の年間予定表の中に地域ケア会議の開催予定を入れていく。機能については、都度説明していく。	高齢者支援課地域包括ケア推進係
⑩	地域ケア会議において多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	○	10 点	当該地域ケア会議に出席した職種。 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・介護支援専門員 ・医師・看護師・保健師 ・司法書士 ほか	継続実施（令和元年5月にも、総合事業サービスCを効果的に実施するため、申請者の生活状況等、ケアマネジャー、リハビリテーション専門職、生活支援コーディネーター等関係者が意見を出し合い、実施方法等を確認した）	高齢者支援課地域包括ケア推進係

指 標		回答欄	配点	市の対応状況	今後の対応予定など	担当部署
⑪	個別事例の検討等を行う地域ケア会議における個別事例の検討件数割合はどの程度か。(個別ケースの検討件数／受給者数) ア 個別ケースの検討件数／受給者数 〇件以上(全保険者の上位3割) イ 個別ケースの検討件数／受給者数 〇件以上(全保険者の上位5割) (注) この指標については、厚生労働省において全保 険者の上位3割又は5割を決定する。		10 点	①個別事例の検討件数は、平成30年4月から平成30年9月末までに開催された地域ケア会議において検討された個別事例の延べ件数。 ②受給者数(平成30年6月月報のデータ使用) ③実際の数値を記入して下さい。 →全保険者の上位3割に該当した。	引き続き、必要時に会議を開催し、個別事例の検討を行う。 なお、平成30年度の地域ケア会議において検討された個別事例の延べ件数は、107件であった。	高齢者支援課地域包括ケア推進係
			0 点			
			①個別ケースの検討件数		58	
		②受給者数		7,402		
		③割合(①/②) %		0.8	#DIV/0!	#DIV/0!
⑫	生活援助の訪問回数の多いケアプラン(生活援助ケアプラン)の地域ケア会議等での検証について、実施体制を確保しているか。	×	0 点	平成30年9月時点においては、未対応	平成30年度下半期において、主任ケアマネや地域包括支援センター職員、市の職員(保健師、看護師、栄養士など)を構成メンバーとした検証会を組織した。	介護保険課介護保険制度担当
⑬	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行しているか。	○	10 点	①Ⅱ(3)⑩ルールや仕組みの概要及び具体的な実行内容。 →地域包括支援センターが中心となり、期限を定めて状況の変化等を確認し、対応策の評価、見直しを行っている。 ②平成30年9月末までに地域ケア会議で検討した個別事例について フォローアップが必要とされた事例件数 58件 フォローアップ実施件数 又はフォローアップの予定件数 58件	引き続き、地域包括支援センターが中心となり会議後の状況をモニタリングしていく。 平成30年度の地域ケア会議で検討した個別事例について フォローアップが必要とされた事例件数 107件 フォローアップ実施件数 又はフォローアップの予定件数 107件	高齢者支援課地域包括ケア推進係

指 標			回答欄	配点	市の対応状況	今後の対応予定など	担当部署
⑭	複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村へ提言しているか。 [アカイのいずれかに該当する場合]	ア 複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村に提言している。	×	0 点	未実施	令和元年12月開催の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会において、地域特性や地域課題を把握、分析し、次年度の策定していく計画に反映していく予定。	高齢者支援課地域包括ケア推進係
		イ 複数の個別事例から地域課題を明らかにしているが、解決するための政策を市町村に提言していない。	×	0 点			
⑮	地域ケア会議の議事録や決定事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。		○	10 点	推進会議では、出席者の確認を経て議事録を公開している。個別会議では、会議の中で決定事項を確認して共有を図っているほか、会議後センターが報告書を作成し、市へ提出する。	継続実施	高齢者支援課地域包括ケア推進係

(4) 在宅医療・介護連携

指 標		回答欄	配点	市の対応状況	今後の対応予定など	担当部署	
①	地域の医療・介護関係者等が参画する会議において、市町村が所持するデータのほか、都道府県等や郡市区医師会等関係団体から提供されるデータ等も活用し、在宅医療・介護連携に関する課題を検討し、対応策が具体化されているか。 [アカイのいずれかに該当する場合]	ア 市町村が所持するデータに加え、都道府県等や郡市区医師会等関係団体から提供されるデータ等も活用し、課題を検討し、対応策を具体化している。	○	10 点	①会議の構成員（医療と介護の関係者が分かること）。 府中市医師会・歯科医師会・薬剤師会・多摩総合医療センター医師・訪問看護師・ケアマネジャー・訪問介護・NPO・社会福祉協議会・保健所・市民・地域包括支援センター ②具体化された対応策 市民啓発に関し、市の地域課題等から、テーマや講師等を検討し開催した。 ③活用した具体的なデータ 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作手のためのアンケート調査（第7期）」・「市民講演会アンケート結果」・「在宅療養に関する地域資源調査」より、訪問診療実施医療機関数や看取り等に取組む医療機関数を活用	今後も、在宅医療・介護連携会議にて、データ等の数値も活用しながら課題・対応策の検討を行っていく。	高齢者支援課在宅療養推進担当
	イ 市町村が所持するデータを活用して課題を検討し、対応策を具体化している。	×	0 点				
②	医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けて必要に応じて、都道府県等からの支援を受けつつ、(4)①での検討内容を考慮して、必要となる具体的取組を企画・立案した上で、具体的に実行するとともに、実施状況の検証や取組の改善を行っているか。		○	10 点	①具体的な実行内容。 夜間や休日等に、主治医に代わり在宅療養患者の対応を行うバックアップ医師を確保し、24時間の診療体制を確保する。 ②実施状況の検証や取組の改善。 平成30年9月より事業開始としたが、対象者の選定が難しいため、今後、医師会及びひの会議体等で検討し、次年度に向けて改善予定。	30年度に、24時間診療体制・後方支援病床利用調整事業等の体制構築を行った。今後、事業の検証・改善等行っていく。	高齢者支援課在宅療養推進担当
③	医療・介護関係者間の情報共有ツールの整備又は普及について具体的な取組を行っているか。		○	10 点	具体的な取組。 ・「主治医連絡票」の改訂し、医師会会員へ周知及び居宅介護支援事業者連絡会等にて使用方法の説明。 ・「ICTを活用した情報共有に関する説明会(居宅向け)」開催協力。	医師会主導でのICTの取組、及び多職種間の連携ツールとしてのインターネットシステムの普及啓発を行っていく。	高齢者支援課在宅療養推進担当
④	地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療・介護連携に関する相談に対応するための相談窓口を設置し、在宅医療・介護連携に関する相談内容を、郡市区医師会等の医療関係団体との会議等に報告しているか。		○	10 点	報告日時及び会議等の名称。 日時：平成29年5月23日・平成30年6月18日 名称：「府中市在宅医療・介護連合会議」、「府中市在宅医療・介護連合会議 連携推進部会」	令和元年5月に「在宅医療・介護連携会議」を実施済。 また、「在宅医療・介護連携会議 連携推進部会」も実施予定。	高齢者支援課在宅療養推進担当
⑤	医療・介護関係の多職種が合同で参加するグループワークや事例検討など参加型の研修会を、保険者として開催または開催支援しているか。		○	10 点	開催日時及び研修会の名称。 日時：平成29年10月6日・11月17日・12月1日 名称：多職種研修会「地域を支える！医療・介護連携」	多職種研修会や多機関との情報交換会・事例検討会等を開催予定	高齢者支援課在宅療養推進担当
⑥	関係市区町村や郡市区医師会等関係団体、都道府県等と連携し、退院支援ルール等、広域的な医療介護連携に関する取組を企画・立案し、実行しているか。		○	10 点	具体的な実行内容。 ・「東京都北多摩南部保健医療圏 リハビリテーション実施機関ナビ」に関する運用・更新に関する検討及び実施。	「東京都北多摩南部保健医療圏 リハビリテーション実施機関ナビ」に関する運用・更新に関する協力などを継続実施	高齢者支援課在宅療養推進担当
⑦	居宅介護支援の受給者における「入院時情報連携加算」又は「退院・退所加算」の取得率の状況はどうか。 ア ○%以上(全保険者の上位5割)	(注) この指標については、厚生労働省の統計データを使用する。	5 点		「入院時情報連携加算」及び「退院・退所加算」ともに、全保険者の上位5割に該当した。	令和元年度に、入院時の情報提供書(ケアマネ→病院)を整備し、入院時の連携を支援していく。	高齢者支援課在宅療養推進担当
			5 点				

指 標		回答欄	配点	市の対応状況	今後の対応予定など	担当部署	
(5) 認知症総合支援							
①	市町村介護保険事業計画又は市町村が定めるその他の計画等において、認知症施策の取組（「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」第二の三の1の（二）に掲げる取組）について、各年度における具体的な計画（事業内容、実施（配置）予定数、受講予定人数等）を定め、毎年度その進捗状況について評価しているか。 【アかイのいずれかに該当する場合】	ア 計画に定めており、かつ、進捗状況の評価を行っている。	○	10 点	評価について：高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会と在宅医療・介護連携会議 認知症部会にて実施。 手法：PDCAサイクルを用いた評価。 実施日：平成30年7月19日	継続実施 実施予定日：計画協議会 令和元年9月12日 認知症部会 未定	高齢者支援課地域包括ケア推進係
	イ 計画に定めているが、進捗状況の評価は行っていない。		0 点				
②	認知症初期集中支援チームは、認知症地域支援推進員に支援事例について情報提供し、具体的な支援方法の検討を行う等、定期的に情報連携する体制を構築しているか。	○	10 点	推進員がチーム会議に出席し、ケースの進捗状況等の情報共有を行う。チーム会議の頻度は月に2～3回は開催。会議以外に、担当のPSWと推進員でケース全体の情報共有を電話等で月に1回以上は共有している。	継続実施		高齢者支援課地域包括ケア推進係
③	地区医師会等の医療関係団体と調整し、認知症のおそれがある人に対して、かかりつけ医と認知症疾患医療センター等専門医療機関との連携により、早期診断・早期対応に繋げる体制を構築しているか。	○	10 点	もの忘れ相談シート（関係機関との情報連携ツール）を作成し、情報共有を図っている。シートについては、HPで公開している。 もの忘れ相談医の登録をすすめ、登録医とサポート医の情報を更新して公開して周知している。	継続実施		高齢者支援課地域包括ケア推進係
④	認知症支援に携わるボランティアの定期的な養成など認知症支援に関する介護保険外サービスの整備を行っているか。	○	10 点	①認知症サポーターステップアップ講座受講者をボランティア活動へ繋げている。また、介護者応援ボランティアを養成し、家族会や認知症カフェ、認知症講演会の手伝い等をしてもらっている。家族会の中で介護者応援ボランティアと家族介護者がつながって、介護者が体を壊して動けない時に1人1人が出来る手伝いをするという支援の形ができた。②介護者応援ボランティア養成講座（10月から12月まで計7回）、認知症サポーターステップアップ講座（6月から11月まで計7回）	左記と同様の取組について、継続実施予定		高齢者支援課地域包括ケア推進係
(6) 介護予防/日常生活支援							
指 標		回答欄	配点	市の対応状況	今後の対応予定など	担当部署	
①	介護予防・日常生活支援総合事業の創設やその趣旨について、地域の住民やサービス事業者等地域の関係者に対して周知を行っているか。	○	10 点	広報掲載 事業者向け説明会の開催	市発行の高齢者向け冊子に掲載	高齢者支援課介護予防生活支援担当	
②	介護保険事業計画において、介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス（基準を緩和したサービス、住民主体による支援、短期集中予防サービス、移動支援を指し、予防給付で実施されてきた旧介護予防訪問介護相当サービス・旧介護予防通所介護相当サービスに相当するサービスは含まない。以下同じ。）及びその他の生活支援サービスの量の見込みを立てるとともに、その見込み量の確保に向けた具体策を記載しているか。	×	0 点	未実施	第7期計画においては、指標の項目を満たさない記載であったが、第8期計画の策定に当たっては本評価指標を意識して作業に当たる予定。	高齢者支援課介護予防生活支援担当	
③	介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービスやその他の生活支援サービスの開始にあたり、生活支援コーディネーターや協議体、その他地域の関係者との協議を行うとともに、開始後の実施状況の検証の機会を設けているか。	○	10 点	（検証の場）介護予防事業検討会、その他主任ケアマネジャーとの会議（メンバー）地域包括支援センター、介護予防推進センター、生活支援コーディネーター 等（結果の概要（既に実施している場合））利用状況や新たなサービス等を検討・協議	継続実施	高齢者支援課介護予防生活支援担当	

指 標		回答欄	配点	市の対応状況	今後の対応予定など	担当部署
④	高齢者のニーズを踏まえ、介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス、その他生活支援サービスを創設しているか。	○	10 点	通所型サービスA、訪問型サービスA 平成29年4月	平成31年4月からは通所型サービスC、訪問型サービスCを開始	高齢者支援課介護予防生活支援担当
⑤	介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上の方の参加者数ほどの程度か 〔通いの場への参加率＝通いの場の参加者実人数／高齢者人口〕等 ア 通いの場への参加率が○% (上位3割) イ 通いの場への参加率が○% (上位5割)	(注) この指標については、厚生労働省において全保険者の上位3割又は5割を決定する。		10 点	継続実施するとともに、普及啓発に取り組む	高齢者支援課介護予防生活支援担当
				0 点		
			①通いの場の参加者実人数			
			②高齢者人口			
		③通いの場への参加率 (①/②)				
⑥	地域包括支援センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、総合事業を含む多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。	○	10 点	(取組の概要) サロンマップ (社協)、おとしよりのふくし(市)の作成 平成30年4月	平成31年4月においても、同様に実施	高齢者支援課介護予防生活支援担当
⑦	地域リハビリテーション活動支援事業 (リハビリテーション専門職等が技術的助言等を行う事業) 等により、介護予防の場にリハビリテーション専門職等が関与する仕組みを設け実行しているか。	○	10 点	地域包括支援センターからの依頼を受け、介護予防事業や住民主体の活動の場にリハビリテーション職を派遣して専門職からの助言を行っている。	継続実施	高齢者支援課介護予防生活支援担当
⑧	住民の介護予防活動への積極的な参加を促進する取組を推進しているか (単なる周知広報を除く。)	○	10 点	介護予防推進センターにおいて介護予防サポーターの養成に取り組んでいるほか、地域包括支援センターに介護予防コーディネーターを配置して自主グループの立上げを支援している。	継続実施	高齢者支援課介護予防生活支援担当

指 標		回答欄	配点	市の対応状況	今後の対応予定など	担当部署
(7) 生活支援体制の整備						
①	生活支援コーディネーターに対して市町村としての活動方針を提示し、支援を行っているか。	○	10 点	〔支援方針〕 他の地域づくりの取組との連携・調整を図る 〔支援内容〕 地域包括支援センターとの調整など	令和元年度の契約書の仕様書に具体的な重点事項を記載	高齢者支援課介護予防生活支援担当
②	生活支援コーディネーターが地域資源の開発に向けた具体的取組（地域ニーズ、地域資源の把握、問題提起等）を行っているか。	○	10 点	該当する項目に☑。（平成30年度の取組が対象（予定を含む。）） ☑地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起。 ☑地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ。 ☑関係者のネットワーク化。 ☑目指す地域の姿・方針の共有。意識の統一。 □生活支援の担い手の養成やサービスの開発等。 □上記以外を実施している場合には、内容を記載。	これまでどおり協議体にも関りながら、地域資源の現状及び課題の把握、コーディネートを行う。	高齢者支援課介護予防生活支援担当
③	協議体が地域資源の開発に向けた具体的取組（地域ニーズ、地域資源の把握等）を行っているか。	○	10 点	該当する項目に☑。（平成30年度の取組が対象（予定を含む。））予定の場合は、取組予定日を記載。 ☑地域ニーズ、既存の地域資源の把握、情報の見える化の推進。（実態調査の実施や地域資源マップの作成等。） ☑企画、立案、方針策定。（生活支援等サービスの担い手養成に係る企画等を含む。） □地域づくりにおける意識の統一等。 □上記以外を実施している場合には内容を記載。	左記の取組を継続するとともに、地域によっては「住民同士による生活支援サービス」の導入を検討する	高齢者支援課介護予防生活支援担当
④	生活支援コーディネーター、協議体の活動を通じて高齢者のニーズに対応した具体的な資源の開発（既存の活動やサービスの強化を含む。）が行われているか。	○	10 点	サロンの開設	生活支援サービスを導入することを検討中	高齢者支援課介護予防生活支援担当

指 標		回答欄	配点	市の対応状況		今後の対応予定など	担当部署
(8)要介護状態の維持・改善の状況等							
	(要介護認定等基準時間の変化)						
①	一定期間における、要介護認定者の要介護認定等基準時間の変化率の状況はどのようなになっているか。 ア 時点(1)の場合〇% (全保険者の上位3割を評価) イ 時点(2)の場合〇% (全保険者の上位5割を評価) [ア又はイどちらかに該当すれば加算]	(注) これらの指標については、厚生労働省において全保険者の上位3割又は5割を決定する。	10 点	上位3割に該当した。			介護保険課介護保険制度担当
	(要介護認定の変化)						
②	一定期間における要介護認定者の要介護認定の変化率の状況はどのようなになっているか。 ア 時点(1)の場合〇% (全保険者の上位3割を評価) イ 時点(2)の場合〇% (全保険者の上位5割を評価) [ア又はイどちらかに該当すれば加算]		10 点	上位3割に該当した。			介護保険課介護保険制度担当
			小計	400 点			

III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進

(1)介護給付の適正化

指 標		回答欄	配点	市の対応状況	今後の対応予定など	担当部署	
①	介護給付の適正化事業の主要5事業のうち、3事業以上を実施しているか。	○	10 点	該当する項目に☑。(平成30年9月末現在) ☑要介護認定の適正化 ☐ケアプラン点検 ☑住宅改修の点検 ☑医療情報との突合・縦覧点検 ☐介護給付費通知	該当する項目に☑。(令和元年度予定) ☑要介護認定の適正化 ☑ケアプラン点検 ☑住宅改修の点検 ☑医療情報との突合・縦覧点検 ☑介護給付費通知	介護保険課介護保険制度担当	
②	ケアプラン点検をどの程度実施しているか。 ア ケアプラン数に対するケアプランの点検件数の割合が○% (全国平均) 以上 イ ケアプラン数に対するケアプランの点検件数の割合が○% (全国平均) 未満	(注) これらの指標については、厚生労働省において全国平均以上と平均未満を確定する。		0 点	平成29年度においては、下記のとおり未実施	平成30年度に、ケアプラン点検を1件実施	介護保険課介護保険制度担当
		①ケアプラン点検数	0		0		
		②ケアプラン数	63,591				
		③割合 (①/②) %	0.0		#DIV/0!		
③	医療情報との突合・縦覧点検を実施しているか。	○	10 点	該当する項目に☑。 ☐ア保険者職員が実施。 ☐イ国保連に委託。 ☑ウ保険者職員が実施及び国保連に委託。	継続実施	介護保険課介護サービス係	

指 標			回答欄	配点	市の対応状況	今後の対応予定など	担当部署
④	福祉用具の利用に関しリハビリテーション専門職が関与する仕組みを設けているか。 [いずれかに該当している場合に加点]				該当する項目に○。		介護保険課介護サービス係
				0 点	× 地域ケア会議の構成員としてリハビリテーション専門職を任命し、会議の際に福祉用具貸与計画も合わせて点検を行う。	令和元年度より、地域ケア会議におけるリハビリテーション専門職等によるケアプラン点検の際に、福祉用具の点検も合わせて実施予定。	
				0 点	× 福祉用具専門相談員による福祉用具貸与計画の作成時に、リハビリテーション専門職が点検を行う仕組みがある。	リハビリテーション専門職による点検の仕組みの構築に向けて、運用方法等を検討していく。	
				0 点	× 貸与開始後、用具が適切に利用されているか否かをリハビリテーション専門職が点検する仕組みがある。	リハビリテーション専門職による点検の仕組みの構築に向けて、運用方法等を検討していく。	
⑤	住宅改修の利用に際して、建築専門職、リハビリテーション専門職等が適切に関与する仕組みを設けているか。 [いずれかに該当している場合に加点]				該当する項目に○。		介護保険課介護サービス係
				0 点	× 被保険者から提出された住宅改修費支給申請書の市町村における審査の際に、建築専門職、リハビリテーション専門職等により点検を行う仕組みがある。	該当調査時点では未対応であったが、平成30年度から福祉住環境コーディネーター2級の資格を持つ職員が点検を実施している。	
				0 点	× 住宅改修の実施前又は実施の際に、実際に改修を行う住宅をリハビリテーション専門職が訪問し、点検を行わせる仕組みがある。	リハビリテーション専門職の点検の仕組みの構築に向けて、他市の事例等を研究し、効果的な点検方法等について検討していく。	
⑥	給付実績を活用した適正化事業を実施しているか。		×	0 点	未実施	他市の事例等を研究し、効果的な実施方法について検討していく。	介護保険課介護サービス係
2) 介護人材の確保							
指 標			回答欄	配点	市の対応状況	今後の対応予定など	担当部署
①	必要な介護人材を確保するための具体的な取組を行っているか。		○	10 点	平成30年度から介護職員初任者研修を受講した、市内事業所の就労者を対象に受講費を8万円限度に補助金を交付する事業を開始した。	継続実施	介護保険課介護保険制度担当
				小計	30 点		
				総計	489 点		